

議第41号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京都市長 門川大 作

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表動物の愛護及び管理に関する法律の項中

第10条第1項の規定に基づく第1種動物取扱業の登録の申請に対する審査	15,000円。ただし、第1種動物取扱業の種別の数が1を超えるときは、超える種別の数1ごとに10,000円を加えた額	を
第10条第1項の規定に基づく第1種動物取扱業の登録の申請に対する審査	22,000円。ただし、第1種動物取扱業の種別の数が1を超えるときは、超える種別の数1ごとに15,000円を加えた額	に、

「11,000円」を「16,000円」に、「1ごとに6,000円」を「1ごとに9,000円」に改め、同表動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の項中

<table border="1"> <tr><td>1,100</td></tr> <tr><td>1,100</td></tr> </table>	1,100	1,100	を	<table border="1"> <tr><td>1,600</td></tr> <tr><td>1,100</td></tr> </table>	1,600	1,100	に改める。
1,100							
1,100							
1,600							
1,100							

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

手数料の適正化を図る必要があるので提案する。